阪神家政高等専修学校被服高等課程ファッション科	平成十四年四月一日

表二十七塩原学園和洋裁専門学校家政高等課程和洋裁科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表姫路経営医療専門学校商業高等課程アウトドアビジネス科の項中「平成十七年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十二菊野学園ファッション教育専門学校家政高等課程高等科の項中「平成四年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表小井手服装専門学校家政高等課程家政科の項の次に次のように加える。

専門学校きくのファッションデザインカレッジ家政高等課程高等科	平成二十年四月一日

表二十六学校法人河原学園国際情報高等学院専修高等課程情報システム科の項及び学校法人河原学園国際情報高等学院専修高等課程情報ビジネス科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十七高知女子専門学校家政高等課程洋裁学科の項の前に次のように加える。

高知外語ビジネス専門学校文化高等課程英語科	平成十九年四月一日

表二十七セルボーン高等外語学校文化高等課程英語科の項中「平成五年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表太平洋学園専門学校家政高等課程洋裁学科の項中「平成五年四月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表太平洋学園専門学校商業高等課程商業実務科の項中「平成八年三月一日」の下に「（平成十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十九専門学校モードリゲル家政高等課程洋裁科の項中「平成三年四月一日」の下に「（平成八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校モードリゲル服飾・家政高等課程洋裁科	平成八年四月一日

表四十壱岐高等家政学院高等課程被服科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十五号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千八百十九号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、同項の表輸入の項第一号の農林水産大臣の定める方法等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月十五日から施行する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

第二号イ中「不活化予防液」を「予防液（不活化予防液又は組換え型予防液に限る。）」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「生後九十日を経過し、かつ」を削り、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、個体識別措置が講じられた日より前に接種した旨及び当該接種をした日（以下「個体識別前接種日」という。）、個体識別措置が講じられた日から採血日までの間に個体識別前接種日から三十日以上有効免疫期間以内の間隔をおいて追加接種した旨及び当該追加接種をした日（以下「個体識別後接種日」という。）、並びに個体識別措置が講じられた日から個体識別後接種日までの間に採取された血液中の同ロに規定する抗体価が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写しが同ロの輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写しに添付されている場合は、この限りでない。

第二号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　生後九十日を経過していること。

○農林水産省告示第五百五十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

和歌山県吉原田原地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線、標柱八号から保安林（橋本市吉原字三番曳山１１２０番１）南側境界線に沿って標柱九号に至る線、標柱九号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県橋本市

吉原字風吹段１００１番１　標柱一号
〃　〃　〃　標柱二号
〃　〃　１００３番２　標柱三号
高野口町田原字東谷口２５１番２　標柱四号
〃　字東谷奥３２０番　標柱五号
〃　〃　３１５番１　標柱六号
〃　字一本杉３６１番　標柱七号
吉原字三番曳山１１２０番１　標柱八号
〃　〃　〃　標柱九号
〃　字大西１０７２番１　標柱十号
〃　字ゴミザコ１０３９番２　標柱十一号
〃　字桑原峰１０１３番１　標柱十二号
〃　字桑原１８７番　標柱十三号
〃　字桑原峰１００６番２　標柱十四号

○農林水産省告示第五百五十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第十四号

二　登録認定機関の名称及び住所
宮崎県綾町　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣五百十五番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域
宮崎県東諸県郡綾町

(2)　認定を行う事業所の所在地
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣千百二十八番地